



国は市民との約束を守れ！

日米基本合意 池子への800戸追加建設の撤回を

防衛施設局 逗子市を無視し、強硬な姿勢 池子への追加建設を米軍と基本合意

国と逗子市は、県を仲介にして「三者合意五項目」を締結。その後、逗子市はいわゆる三十三項目の実現を国と交渉する状況でした。しかし、七月十八日に日米で基本合意した内容は、池子へ米軍住宅八〇〇戸を増設するもので、「三者合意」を無視し、逗子市の頭越しに行ったものです。又国は「追加建設はない」とは、逗子市域に限られたもの」と主張しています。しかし、「いわゆる三十三項目の回答」には「追加建設する考えはない」、「三者合意五項目」にも「施設・区域の緑地の現況保全に配慮する」として横浜市

分を含めて追加建設をしないことを約束。又当時、国が工事を進めた根拠の「知事調停案」にも「追加建設はないものとする」と明記されていました。その後、国と長島市長との間でも追加建設しないことが確認されました。国が今になって逗子市域に限られた話とする言い訳は到底成り立ちません。又国と自治体との合意が破られてしまえば、信頼関係が失われるだけでなく、地方自治を否定する行為です。理不尽な国に対し、長島市長が毅然と約束違反を批判し、計画の撤回を求めることは当然のことです。

県アセスでも池子の森はひとつ

県知事は逗子市民の側に立つべき

県は「三者合意」の当事者です。さらに逗子市域の「計画」は、神奈川県環境影響評価条例（県アセス）の手続で進めました。そのため八六年県アセス審査会は基本的事項の検討報告で、横浜地域分を含めた提供用地二九〇〇を対象に審査する必要性を求めました。審査書も「将来的、長期的環境保全の方策としては、今後必要に応じて米軍に対し、環境の影響を与えるような形質変更を極力行わない配慮を求めると逗子市民の側に立つべきです。」

と指摘していました。これらの事実からも横浜市分を含めていたことは明白です。ところが八月十九日、知事は「三者合意に横浜市域分は含まれない」、その一方で「アセスは横浜分を含めたもの」、但し「一義的には国と横浜市との問題」と判断。この知事の姿勢は計画を容認し、第三者を振る舞い、問題から逃げているだけで、県民に対する責任ある姿勢とは言えず、しっかりと逗子市民の側に立つべきです。

条件をつけることは地位協定違反

遊休地は即時返還されるべきもの

横浜側の深谷・上瀬谷・富岡の三施設とあわせて池子の残余地も遊休化状態でしたが、米軍は新たな建設計画を条件にしてきました。日米地位協定では「必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない」とし、「必要性を前記の返還を目的と

してたえず検討する」と定めています。にもかかわらず無条件返還をしろか、協定違反をしています。米軍の要求する背景には、二〇〇八年の原子力空母母港化に備えるとともに、在日米軍基地の強化、基地の恒久化を進める企みがあります。

市民の追加建設反対の意思を示し

三位一体で計画の撤回を迫りましょう

市長は、横浜防衛施設局長の「計画の白紙撤回をすることはない」という開き直りや逗子市を無視する姿勢から国が計画を強行するものと判断しています。この強硬な姿勢に対し、今度の市長選挙は、市民にとって、国へ明確な意思を示し、追加建設ノーの審判を下すチャンスです。

池子問題で、過去三人の市長が自ら

辞職し、民意を問う選挙を行ってきました。但し、過去と大きく違うのは、その三人は国と合意等を行った後、その結果について民意を諮ったものです。市長の「白紙撤回」という政策判断を事前に、ひとり一人の市民に問うことは初めてです。今こそ市民意思を示し、市長・議会・市民の三者で、追加建設計画の撤回を迫りましょう。

日本共産党

池子の森を守れの声が大きく

●日本共産党が発表した見解を紹介します。ご意見・ご感想をお寄せください。

2003年8月 号外
 日本共産党逗子議員団
 沼間2-15-4 Tel.871-1321
 市役所控室 Tel.873-1111



市民の意思を示し 池子の森を守りましょう

防衛施設局のパンフとピラにも 池子に横浜市域を含めていた

池子住宅地区及び海軍補助施設は、「三者合意五項目」で住宅地区以外の後背地は、現況の緑地を保全するとなっていました。ところが、国は、これまでの説明を覆し、「この時点での考えをまとめた。現在はそれに拘束されない」と奇弁をろうし、逗子市を蚊帳の外に置き、当事者から外す態度をとっています。

逗子側に「計画」が持ち込まれた当時、横浜防衛施設局は、事業

計画の説明等のために、十数種類のパンフとピラを市内に全戸配布し、「提供用地全体の面積は約二九〇㊦です。計画区域約八三㊦のうち、新たに宅地化される面積は約十㊦で、これは全体のおよそ三割にすぎません」と説明。残りの緑地は「現況・将来とも緑地に変化はありません」と約束してきたわけです。国はこの事実を前にどんな言い訳も通用しません。

横浜市域への増設を許せば 池子の後背地返還は困難に

横浜市域への追加建設によって、逗子市域と一体的利用が行われれば、後背地（残余地）部分の返還を困難にさせるものです。さらに総合計画に位置付け、長年にわたる返還運動の一環で取り組んできた

た「国営自然公園設置」も、池子の緑地が分断されることで実現は不可能となります。池子の森は、逗子や横浜という行政界に関係なく、首都圏に残された貴重な自然として後世に残すべきものです。

横浜側住民への説明が始まる 二十階建の高層住宅群を計画

八月五日、横浜市金沢区の住民（町内会・商店会など）でつくる池子接収地返還促進金沢区民協議会が開かれ、横浜防衛施設局の担当者が説明。委員からは「国は唐突で、びっくりした。タケノコみたいで、景観が壊れる」「周囲の丘陵より高くなる」などの意見が

出され、最後には「現地をみているのか、不謹慎だ」と怒りの声も。又「逗子市との合意はどうなっているのか」という質問も出され、防衛施設局は「（追加建設しない）そのような文書は存在しない」と国の立場を強調。地元住民からは強い反発の声があがっています。

市長と市議会がともに 米軍の本設小学校計画に反対

市長と市議会は、この問題が報じられた以降、足並みを揃え追加建設に断固反対で行動し、三月議会では①「住宅の追加建設反対」（全会一致可決）②「米軍本設小学校計画の追加建設に反対」（可決・一部会派が退席）の二件の意見書を提出。その後、国の強硬姿勢に対し、八月七日の臨時会では「米軍住宅と本設小の追加建設に反対する意見書」を退席者もなく全会一致可決しました。また、長島市長はこれまで本設小計画は、「五項目の回答」を受け、県アセ

ス手続を容認してきましたが、追加建設問題と同様に反対の意思を明らかにしました。

日本共産党は辞職に同意

臨時会は、長島市長の辞職が諮られ、市長与党、共産党など六名が同意しましたが、反対多数で不同意となりました。日本共産党は選挙で市民に信を問ひ、市民意思によって計画の撤回を国に迫る判断を評価し、追加建設反対に全力を尽くすことを表明しました。

池子の緑は大部分残ります。



横浜市域の計画概要

横浜市域の米軍住宅及び支援施設の基本構想 (2003年8月防衛施設局資料より)

1	住宅戸数	800戸程度 (根岸の建替約400戸、不足分約400戸)
2	居住者数	3,000人程度 (1戸あたり4人家族を想定)
3	住宅のタイプ	高層住宅 (20階程度を想定) が中心
4	支援施設	学校、売店、診療所等
5	工事期間	環境影響調査と工事は、逗子市側ではアセス6年、工事11年で計17年を要した。同規模であるから約十数年が見込まれる。
6	開発面接	最大限に緑を残すよう配慮し、今後、米軍、横浜市等と調整。
7	工事中の騒音等	搬入土・搬出土の量を少なくする。低騒音・振動・排出ガス対策型の建設機械を使用するなど工夫に努める。

- 「いわゆる33項目」とは…84年、三島市長が受け入れ条件を提示、その回答文書。「米軍住宅を追加建設する考えはない」と明記
- 「調停案」とは…87年、富野市長が県を仲介に三者の調整後、提示された調停案。「米軍住宅の追加建設はないものとする」と明記
- 「三者合意五項目」とは…94年、沢市長が、調停案を下敷きに、県の仲介で、国・県・市の三者で結んだ合意文書。「本施設の米国への提供にあたって、施設・区域の緑地の現況保全に配慮する」と明記 市長答弁「残余地の206haの現況緑地保全として残った」
- 「五項目の回答」とは…2001年、長島市長が、米軍本設小学校計画の県アセス手続を了解する上で、受けた回答文書。「いわゆる33項目の回答の中で『家族住宅を建設する考えはない』と回答しており、現在も同じ認識であります」と明記